

第 3 部

計画の推進方策

第 1 章 事業費と保険料	106
1・介護保険事業費の見込みと第 1 号被保険者の保険料	106
第 2 章 計画の推進に向けて	111
1・計画の進行管理及び点検、評価	111
2・計画の推進体制	112
3・財源の確保	113

第1章 事業費と保険料

1・介護保険事業費の見込みと第1号被保険者の保険料

(1) 保険料負担割合

介護保険の保険給付の財源は、保険料と公費でまかなわれています。

介護費用については、利用者の1割負担を除いた「総給付費」に、高額介護サービス費や算定対象審査支払手数料を加えた「標準給付費見込額」の半分を、40歳以上の被保険者が保険料として負担し、残りの半分は国・県・市で負担します。

第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の負担割合は、全国の第1号被保険者数と第2号被保険者数の割合で決めることとされており、第4期計画期間では「標準給付費見込額」のうち、第1号被保険者は20%、第2号被保険者は30%を負担することになります。

また、調整交付金相当額(標準給付費見込額の5%)と、実際の見込額との差額分も第1号被保険者の保険料により負担することになります。

< 第4期計画期間における負担割合 >

図 3-1-1 給付費負担割合

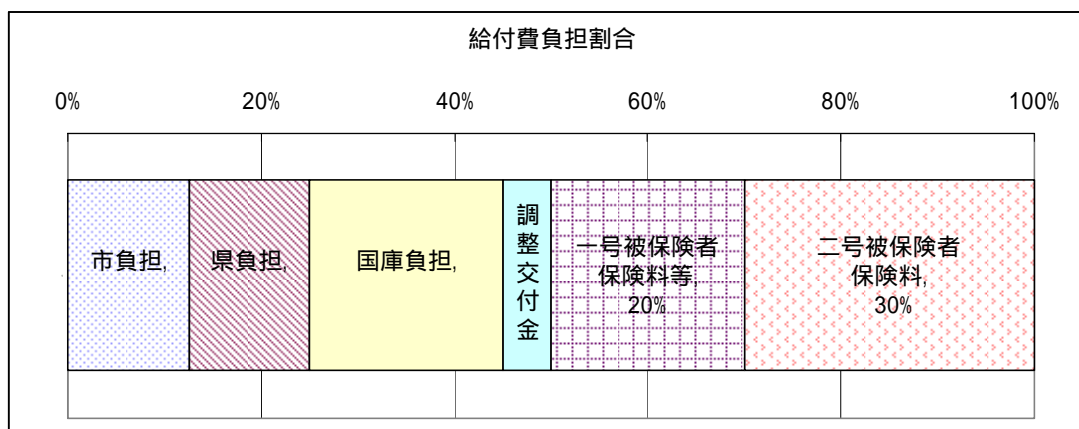
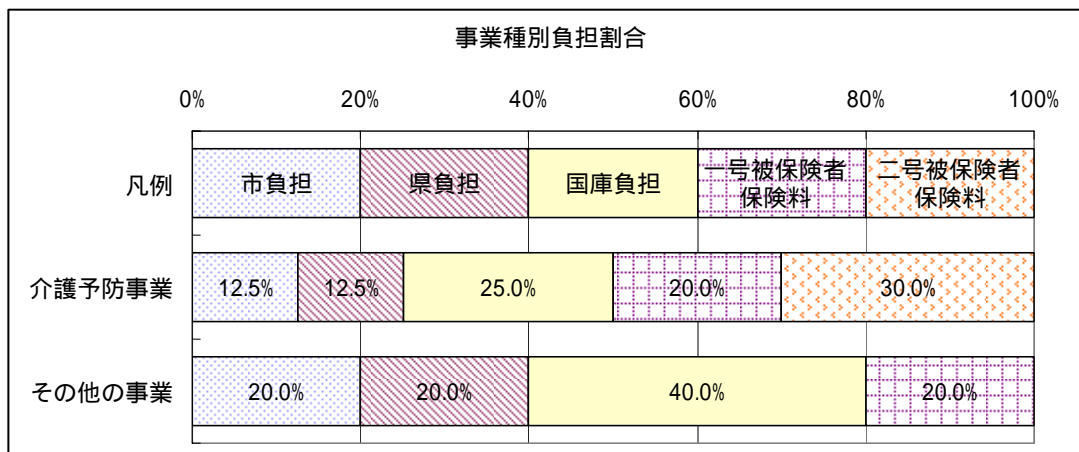


図 3-1-2 事業種別負担割合

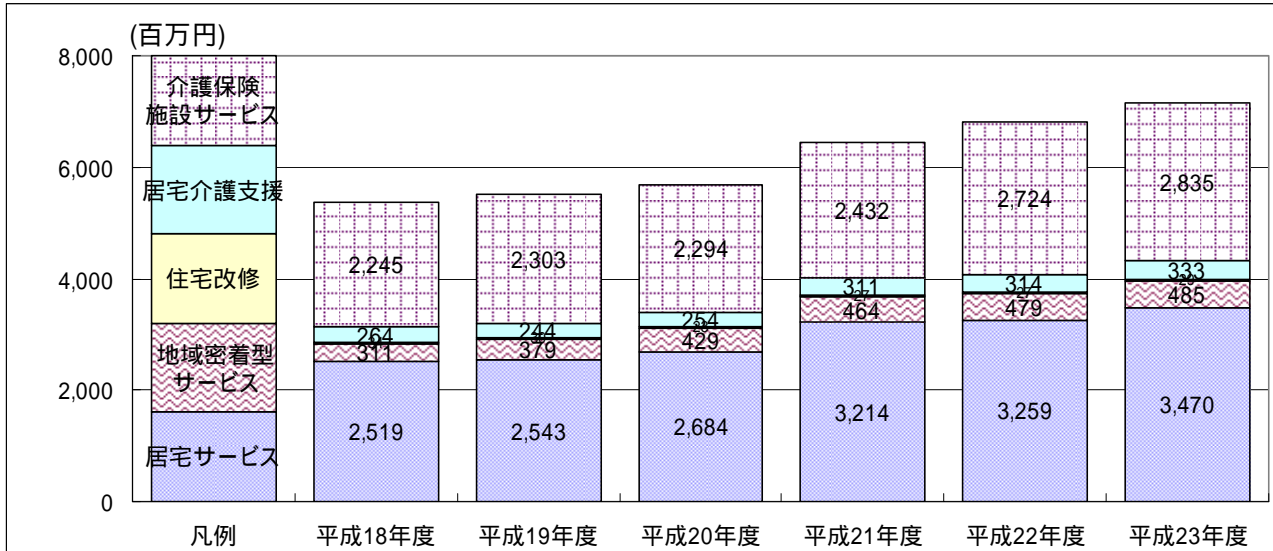


(2) サービス事業費

第2部の第5章で見込んだサービス量に基づき、第4期計画期間内の総費用を推計すると、以下のようになります。

介護給付費の推移

図 3-1-3 介護給付費の推移

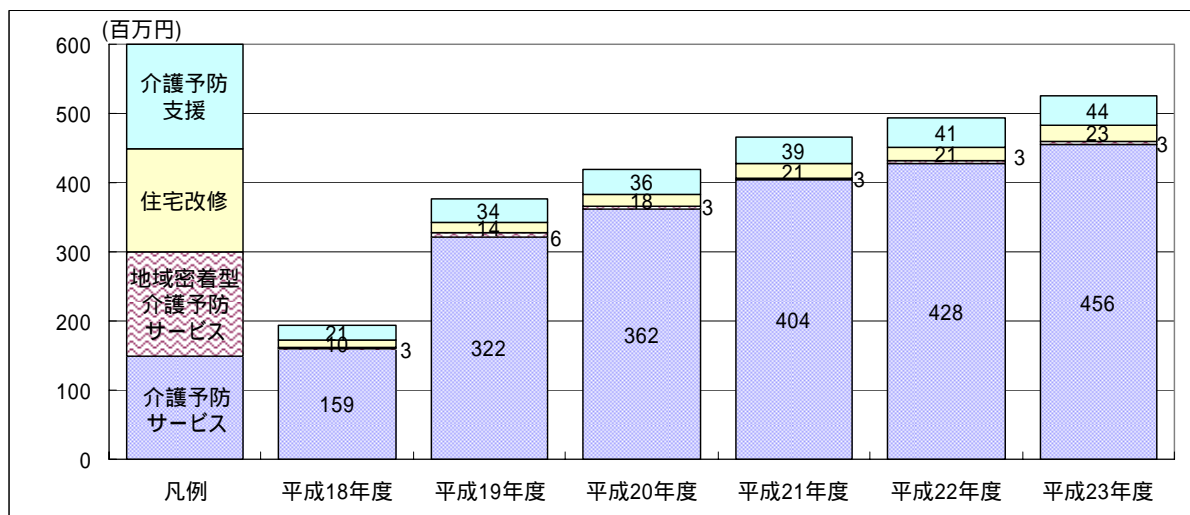


(単位：円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護給付費計	5,373,157,779	5,498,767,639	5,684,136,823	6,447,920,365	6,803,986,917	7,152,371,291
内 (1) 居宅サービス	2,519,375,241	2,543,148,544	2,684,207,282	3,214,210,411	3,259,438,251	3,470,660,167
(2) 地域密着型サービス	311,310,854	379,027,207	428,879,416	464,321,947	479,165,739	485,088,232
(3) 住宅改修	34,070,887	29,508,392	23,209,276	26,802,801	27,347,943	28,983,368
(4) 居宅介護支援	263,565,775	243,691,369	253,990,053	310,527,979	314,296,058	332,564,338
(5) 介護保険施設サービス	2,244,835,022	2,303,392,127	2,293,850,796	2,432,057,227	2,723,738,926	2,835,075,186

予防給付費の推移

図 3-1-4 予防給付費の推移



(単位：円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
予防給付費計	192,983,235	375,592,607	418,492,015	467,229,304	493,571,125	525,241,945
内 (1) 介護予防サービス	158,981,393	322,033,147	361,824,698	404,208,018	427,988,024	455,606,570
(2) 地域密着型介護予防サービス	3,369,204	5,635,872	2,722,356	2,802,431	2,802,431	2,802,431
(3) 住宅改修	9,978,287	14,022,788	18,153,812	20,964,592	21,390,991	22,670,186
(4) 介護予防支援	20,654,351	33,900,800	35,791,149	39,254,263	41,389,679	44,162,758

第3部 計画の推進方策

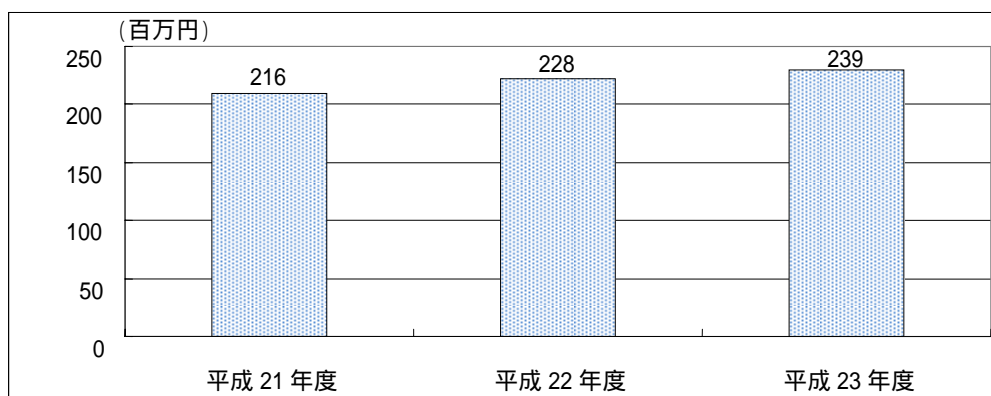
標準給付費の見込み 表 3-1-5 標準給付費の見込み (単位:円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総給付費	6,915,149,669	7,297,558,042	7,677,613,236
特定入所者介護サービス費等給付額	190,146,599	193,759,384	195,890,737
高額介護サービス費等給付額	95,939,047	98,337,522	100,795,960
算定対象審査支払手数料	8,446,560	8,843,520	9,350,320
審査支払手数料支払件数	105,582件	110,544件	116,879件
標準給付費見込額	7,209,681,875	7,598,498,468	7,983,650,253

総給付費 = 介護給付費 + 予防給付費

地域支援事業費の推移

表 3-1-6 地域支援事業費の推移



(単位:円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域支援事業費	216,037,059	227,689,648	239,228,997

(3) 第1号被保険者の標準保険料額設定の考え方

第4期計画期間は、制度改正により第3期計画の第4段階〔本人市民税非課税で世帯に課税者がいる被保険者〕のうち、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者の判断により特例枠を設け、負担軽減ができるようになりました。

また、第3期計画の第5段階〔市民税課税の被保険者〕以上の階層についても、地域の実情に応じた弾力的な段階設定ができることとなっています。

これらの制度改正などを受けまして、本市におきましては、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな所得段階及び保険料率を設定するため、保険料基準年額を44,500円から46,200円へ改め、所得段階数を「特例第4段階」を含む9段階設定といたします。

主な変更点

第3期計画の第4段階については、各年中の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について保険料率の特例を設け、保険料負担割合を基準額の0.85倍と設定いたします。

第3期計画の第5段階については、合計所得金額125万円で2段階に分け、保険料負担の軽減化を図ります。

- ・合計所得金額125万円未満の被保険者については、新しい保険料負担割合として基準額の1.15倍と設定いたします。
- ・合計所得金額125万円以上200万円未満の被保険者については、第3期計画と同様の基準額の1.25倍と設定いたします。

第3期計画の第6段階については、合計所得金額400万円で2段階に分け、保険料負担の応能化を図ります。

- ・合計所得金額200万円以上400万円未満の被保険者については、第3期計画と同様の基準額の1.50倍と設定いたします。
- ・合計所得金額400万円以上の被保険者については、新しい保険料負担割合として基準額の1.75倍と設定いたします。

(4) 第1号被保険者保険料の算出

標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額の20%に、国からの調整交付金相当額(標準給付費見込額の5%)と実際の見込額との差額分や、財政安定化基金拠出金見込額を加えて、3年間の保険料収納必要額を算定します。

保険料収納必要額を予定保険料収納率で割った保険料必要額を、所得段階を考慮して補正した高齢者人口で割り、更に12ヶ月で割って求めた額が、第1号被保険者の保険料の基準月額となります。

なお、第1号被保険者の負担割合の改正や、介護報酬改定等による保険料増加を緩和するために、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金の活用や、第3期計画までの介護保険準備基金から3億4,540万円を取り崩すことにより、1人あたりの標準的な保険料は、3,850円/月としました。

<第3期と第4期の保険料段階・保険料率の比較>

被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数及び保険料率を設定
は新しく設置される保険料段階

第3期 平成18年度～平成20年度（6段階設定）			
所得段階	対象者	基準額に対する比率	年額保険料
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯員全員が市民税非課税の方	0.50	22,300円
第2段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	22,300円
第3段階	・世帯員全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	0.75	33,400円
第4段階	・本人が市民税非課税で税制改正の影響を受けた方のみ	H18～H20 0.66～0.91	H18～H20 29,400～40,500
	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方	1.00	44,500円
第5段階	・本人が市民税課税で税制改正の影響を受けた方のみ	H18～H20 0.75～1.16	H18～H20 33,400～51,700
	・本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	1.25	55,700円
第6段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	1.50	66,800円

第4期 平成21年度～平成23年度（「特例第4段階」を含む9段階設定）				
所得段階	対象者	基準額に対する比率	年額保険料	被保険者構成割合
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯員全員が市民税非課税の方	0.50	基準月額3,850円 ×12か月×0.50 23,100円	1.16%
第2段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	23,100円	13.54%
第3段階	・世帯員全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	0.75	34,600円	6.90%
特例第4段階	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.85	39,200円	23.11%
第4段階	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、特例第4段階に該当しない方	1.00	46,200円	10.48%
第5段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	1.15	53,100円	9.30%
第6段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上 200万円未満の方	1.25	57,700円	14.88%
第7段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上 400万円未満の方	1.50	69,300円	14.62%
第8段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の方	1.75	80,800円	6.01%

被保険者構成割合については、平成20年4月1日の被保険者の所得情報等をもとに算定したものです。

第2章 計画の推進に向けて

1・計画の進行管理及び点検、評価

この計画の円滑で確実な実施を図るとともに、高齢者福祉・介護保険サービスの質と量を維持し、高齢者がより使いやすいサービスをめざしていくため、計画の進行状況について、点検と評価を行います。

進行管理及び点検は、行政からの視点、市民からの視点、事業者からの視点を明らかにし、必要な対策を講じやすくします。

行政からの視点

【項目】

計画全般の達成度、介護保険サービスの利用状況、介護保険会計の動向など

【手段】

月次統計など

市民からの視点

【項目】

計画全般及び各種サービスの周知度、サービス利用の感想、行政・事業者等に対する要望・苦情など

【手段】

アンケート調査、各種相談事業など

事業者からの視点

【項目】

サービスの利用動向、地域との連携状況など

【手段】

事業者間の連絡会議など

2・計画の推進体制

1．佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会による進行管理及び点検評価

第4期計画の進行管理及び点検評価については、「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」及び「高齢者福祉検討会」「介護保険検討会」が主体となって実施します。

「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」の委員は、公募市民をはじめ、医療、福祉、介護の関係機関の代表者及び学識経験者によって構成され、以下のような事項を行います。

- 高齢者福祉・介護計画の策定及び変更に関して意見を述べること
- 高齢者福祉・介護計画に関する事業の進行管理及び点検評価
- 地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること
- 地域密着型サービスの指定及び運営に関して意見を述べること

2．市民との連携体制

高齢者を取り巻く問題・課題は、当事者本人やその家族の努力、また、事業者や行政の支援だけでは解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、民生委員・児童委員や地域住民、ボランティア（団体）などのさまざまな支援や協力が必要です。市民にこの計画を理解していただき、市民や関係者との連携・ネットワーク化を積極的に推進するとともに、福祉・介護サービスの質を高め、より使いやすいものにしていくため、市民のニーズを的確に把握できる体制づくりを行います。

（1）利用しやすい窓口の設置

各地域包括支援センターにおける相談内容や市民意見などからのニーズ把握を行います。さらに、佐倉市のホームページでも、福祉・介護サービスなどに関する意見収集を行うとともに、その内容や市の対応方針を公開します。

（2）情報提供体制

福祉・介護サービスについての市民の理解を深めるため、この計画の内容や佐倉市の取り組みについて「こうほう佐倉」やテレホンガイド、市のホームページなどで周知します。また、民生委員・児童委員、サービス事業者、ケアマネジャー等を通じ、必要な情報提供を行うことにより、効果的な制度運営を推進します。

さらに、高齢者等が主体となる各種イベント開催時などを積極的に活用し、チラシやリーフレット等を配布することで、効率的な広報活動に努めます。

3．庁内連携体制の強化

市民のニーズに的確かつ迅速に対応し、柔軟で効率的な行政組織づくりを進めるため、庁内全体の横の連携を強化します。

3・財源の確保

この計画を推進・達成するためには、財源を確保することが最も重要な課題となります。

佐倉市においては、今後も税収が減少する一方で、社会保障関係費の増加が続くと見込まれており、高齢者福祉の施策を円滑に遂行するためには、各種施策の見直しや改善を図ることによって、限りある予算で最大の効果が得られるように、創意工夫に努めていく必要があります。

また、介護保険事業についても、平成12年の制度開始以来、サービス利用者は増加の一途をたどっており、今後も高齢者が増加し続ける中で、介護保険制度を持続可能な制度にするような工夫が求められています。

そのため、今後も、高齢者福祉サービス及び介護保険サービスに必要な財源の確保に努めるとともに、徹底した事業運営の効率化や効果的な取り組みを推進し、限られた財源をより有効に活用できるよう取り組んでいきます。

